

3月定例会のあらまし

3月定例会は、3月2日から3月22日までの21日間の会期で開催されました。

初日には海部南部消防組合規約の変更についてを全会一致で可決しました。

また、市長より施政方針が述べられました。

平成30年度7会計の当初予算をはじめ、平成29年度最後の補正予算、新市基本計画の変更、弥富市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正など39議案が提出され、所管の委員会に付託、審議し原案どおり可決しました。

また、最終日には追加提案がされ、請願は反対多数で不採択、弥富市議会会議規則の一部改正は全会一致で可決しました。

一般質問では、12人が登壇し市政全般について質問しました。

なお、委員会に付託された審議については委員会レポートをご覧ください。

施政方針（抜粋）

高齢化の進展に伴う社会保障関連経費の増加及び公共施設の維持管理に伴う経費の増加が大きく、また、新庁舎建設事業、JR名鉄弥富駅整備事業等大型プロジェクトを実施していくため、財政環境の先行きは極めて厳しい状況であり、行政運営は「所得の再配分」から「負担をお願いする時代」へと変わり、これまでどおり「公共サービスを提供することが難しくなりつつあります」。

こうした状況を踏まえ、本年度は「行政の構造改革2年目」として財政面の改革に主眼を置き、国民健康保険税の見直し、介護保険料の見直し、公共施設の使用料の見直し、公共施設の統廃合を含めた維持管理の見直しに伴う公共施設再配置計画策定、公共施設個別施設計画策定等、さまざまな改革に引き続き着手してまいります。

本年度の市政運営に当たっては、引き続き次の3つの重要な視点をもって取り組んでまいります。

- ① 「もつと災害に強いまちづくり」
- ② 「もつと人に優しく健やかなまちづくり」
- ③ 「もつと豊かで活力あるまちづくり」

本市が目指す将来像である「みんなでつくるきらめく弥富 自然と都市が調和する元気交流空間」の実現と同時に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進し、我がまち「弥富」のさらなる発展のため全力で邁進してまいります。



本会議初日

廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正

問 「所定の場所」へ排出した廃棄物の所有権は。

また、条例違反した場合の罰則規定は。

答 所有権は規定しない。罰則規定は今後検討していく。

この条例は持ち去り行為に対しての抑止効果を高める第一段階のものである。

一般会計予算

問 保育料を値上げするが、子育て世代の負担を減らす努力を行ったか。

答 30年4月から改定。保育料は県平均の68.7%と80.7%。所得の低い第2階層は負担ゼロを継続。同時入所減免、1人親世帯などは軽減制度もある。

問 個人市民税で国からの税源移譲分とその後増税分を除いて比較すると平成4年度6万4700円、28年度4万1300円で生活が